

令和2年7月14日  
国土交通省住宅局建築指導課  
(事務連絡抜粋)

令和2年7月豪雨に伴う  
特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年7月14日、令和2年7月豪雨が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害に指定されました。これに伴い、特措法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法（昭和25年法律第202号）に係るものが下記のとおり指定されました。

また、特措法第4条の規定により、令和2年7月豪雨による被害により法令上の履行期限までに履行できなかった義務について、令和2年10月30日までに当該義務が履行された場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなりました。

下記1.（1）については貴都道府県内の建築士事務所に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 特措法第3条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日

（1）建築士事務所の更新登録の期限の延長の措置、当該措置の対象者及び延長後の満了日  
建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録は、同条第2項の規定により有効期間が登録の日から起算して5年とされているところ、特措法第3条第1項の規定による延長の措置により、特定被災地域内に建築士事務所を有する者の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る）のうち、その更新の期限が令和2年7月3日から令和2年12月27日までに到来するものについては、その期限が令和2年12月28日まで延長される。

2. 特定被災地域

特定被災地域とは、令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

以上